



深層

「母は苦しそうに顔をゆがめた。安らかに逝かせたかったのに」

in-depth 「掘り下げた」を意味する英語で、報道や研究などに用いられる

死の時はだれが決めるのか……。フランス政府が安楽死容認を視野に、現行の尊厳死法の改正に着手した。高齢化時代を迎えた欧州では、オランダやベルギーなどで相次いで安楽死が合法化され、「患者は自分の生命の自決権を持つべきだ」との考えが広がっている。一方でキリスト教団体を中心に安楽死への反対は根強い。(パリ 三井美奈、写真も)

安楽死容認 仏でも勢い

欧州合法化広がる 「自決権は人権」

「母は苦しそうに顔をゆがめた。私は手を握るしかなかった。安らかに逝かせたかったのに……」

昨年12月、仏北部リールに住む地方議員サンドリーヌ・ルソーさん(41)がつづったブログは、安楽死の是非論を沸騰させた。彼女の母親はその3か月前、20年近いがんと闘病の末、大量の鎮痛剤を飲んで自宅で自殺を図った。「私と父が

自宅に戻った時は意識がなかった。母は『死なせて』と訴えていたので、救急車は呼ばないことにした」。絶命まで約10時間、ベッド際で見守ったという。フランスは2005年に尊厳死法を制定。医師に限り末期患者の延命治療を停止し、死を早めてでも苦痛除去を優先できると定められている。ルソーさんは自殺ほう助罪で起訴されるのを

欧米各国の「死の権利」

英国 安楽死は違法。政府指針は、判断力のある患者の意思に基づく延命医療の停止を容認	オランダ 2002年、国として世界初の安楽死法施行。患者の意思が前提。「終末期」に限定せず	ベルギー 02年、安楽死を合法化。年齢制限をなくす法案が昨年12月に上院、今月に下院で可決。国王の署名を経て成立
フランス 05年、延命治療の停止を認める尊厳死法施行。安楽死は違法	ルクセンブルク 09年、安楽死を合法化。オランダ、ベルギーをモデルに	スイス 刑法は「利己的動機による自殺ほう助」禁止。安楽死は「患者のため」とする法解釈で容認
米国 1989年「終末期患者の権利法」で延命治療の拒否認める。90年代、オレゴン州法が安楽死容認		

日本も尊厳死法案検討

議連 障害者団体などは反発

日本では、尊厳死、安楽死を規定した法律はない。超党派の議員連盟は、患者が書面などで意思表示していることを条件に尊厳死を認める法案をまとめている。自民党などがこの法案を基に、今国会提出を目指す

安楽死 患者を苦痛から救うため、第三者が致死薬を投与すること。患者に飲ませることで死期を早める行為。オランダやベルギーは、患者の要請に基づいて医師が行った場合に限り合法化した。「尊厳死」は延命治療の停止・不開始により患者を自然に死なせたり、生命短縮の可能性があっても鎮痛剤投与による苦痛除去を優先したりすることを指す。



母の死を回想するサンドリーヌ・ルソーさん

恐れ、体験を隠してきた。だが、安楽死合法化を訴えようと公表を決めた。「母の苦痛は鎮痛剤や酸素ボンベで治まらず、死の要求は医師に拒否された。法が安らかな死を阻んだ。ブログを読んだ人たちが『同じ経験をした』と手紙をもらった」と話す。

「行き過ぎ」懸念根強く

裁判所も判断苦慮

欧州では2002年、オランダとベルギーが安楽死を合法化した。医師が患者の要求に基づき、条件を満たして安楽死させれば殺人罪に問われない。両国では安楽死が増している。オランダでは12年、届け出のあった安楽死数は4188件で全死者の3%に相当する。10年間で2倍以上に増えた。安楽死合法化を進めた民間団体「死の権利協会」のペトラ・テヨング事務局長は「家族に別れを告げ、みんなに囲まれて最期を迎える。こんな安楽死に感動し、『私もこのよう



ベルギーのアルベイン・ガノン被告

罪で起訴された「東海大安楽死事件」の判決で、横浜地裁が容認の要件を示した。①苦痛が耐えがたく、治療できない②死が迫っている③患者が意思表示している④の条件を満たせば、医師は免責されるという判断だ。日本では患者自身が法廷で安楽死を訴えた例はなく、「死の権利」をめぐる意識は欧州と大きく異なる。

れを受け、政府は年内に法案を発表する予定だ。

法王庁「絶対反対」 英独も違法貫く

ローマ法王庁は、安楽死は「生命に対する犯罪」だとして絶対反対の立場だ。欧州キリスト教社会で自殺は「神への大罪」とされ、自殺者は葬儀すら拒否されてきた。ナチス・ドイツが障害者を殺害した「安楽死政策」を想起させるとの拒否感も残る。

一方、欧州人権条約(1953年発効)は「身体の自由」を定めており、「生命の自決権は人権だ」という主張が広がる。「カトリックの長女」と呼ばれるほど教会の影響が強い仏でも、昨年の世論調査で92%が安楽死合法化を支持。英国やドイツは尊厳死を容認する一方、「安楽死は違法」を貫く。だが、両国から自殺ほう助を容認するスイスに出向き、安楽死を求め患者が後を絶たない。英仏では、難病患者が「安楽死する権利」を主張し、法廷に訴えるケースもある。

「罰」という玉虫色の判決を下し、被告と検察双方が控訴した。ベルギーで安楽死件数を管理したり、適法性を評価したりする連邦管理評価委員会によると、同国の13年の安楽死件数も前年比27%増の1813件。同国では今年13日、18歳未満の子供にも安楽死を認めて年齢制限をなくす法案が下院で可決。これに対し、医師やキリスト教系政党からは反対の声が上がった。

仏でも、安楽死容認に慎重論は根強い。元がん専門医で、05年の尊厳死法を起草したジャン・レオネティ国民議会(下院)議員は、「まずは緩和医療を受ける患者の権利確立や、元気がうちに尊厳死の希望を記す『事前指示書』の効力強化に向けて法改正を急ぐべきだ」と訴える。

ただ、ぶつかる賛否両論を前に、こちらも打ち明けた。「30年前、医師は患者に鎮痛剤を打ち、こっそりと安楽死させていた。尊厳死法はこうした危険をなくす役目を果たすが、患者の自己決定権の主張が高まり、生命を救う医師の責務との折り合いが難しくなった」